

平成28年度

目黒区立高齢者福祉住宅 空き室待ち使用予定者募集概要

目黒区立高齢者福祉住宅は、取り壊しなどのため1年以内に立ち退きを要求されている、又は住宅環境が劣悪な民間賃貸住宅に居住している65歳以上のかたを対象としています。

高齢者福祉住宅は、ご本人が自立して居宅生活ができる方用の住宅で、介護専用の施設とは異なります。高齢者福祉住宅は、区長の使用許可により使用者の皆さんが利用できるものであり、区の条例・規則等に基づき管理運営されています（民間賃貸住宅等の契約関係とは異なります）

毎年一回、目黒区内の高齢者福祉住宅に、空き室が生じた場合に入居できる「空き室待ち使用予定者」を募集します。

応募されたかたの資格審査をしたうえで、応募資格に該当するかたの中から抽選により「空き室待ち使用予定登録者順位」を決定し、空き室が生じた住宅を順次あつせんします。

空き室が生じた住宅を案内しますので、住宅の選択は、原則としてできません。あらかじめご了承ください。

1 募集期間

平成28年1月25日（月）から平成28年2月5日（金）まで

2 募集登録者数（空き室待ち使用予定者）

単身用 25戸 世帯用 2戸

3 応募資格

以下のすべての要件に該当するかた

- ① 自立して日常生活ができる方
- ② 平成28年2月5日時点で満65歳以上であること。

(昭和26年2月6日以前の生まれの方)

- ③ 現在、目黒区内に引き続き1年以上住民登録があり(平成27年2月6日以前に目黒区内に住民登録のある方)、民間賃貸住宅に住んでいること。自家所有者(住宅又は土地の所有者で共有持分のある方も含む)は申し込めません。
- ④ 単身用に申し込む方は、現在ひとり暮らし、世帯用に申し込む方は現在二人暮らし(3親等以内)であること。
- ⑤ 原則として、1年以内(平成29年2月4日まで)に家主(所有者)の廃業または建替えによる現住宅の立ち退き(*1)、または住宅環境が劣悪な環境である(*2)により、現在住宅に困窮していること。
(家賃が高い、家主や近隣住民とトラブルがあるなどの理由では、条例・規則により応募資格に該当しません)
- ⑥ 申し込む方は、平成26年中の課税所得金額が下記の金額のとおりであること。
「2,568,000円」以下・・・単身用を申し込む方
「2,948,000円」以下・・・世帯用を申し込む方
- ⑦ ①～⑥のすべてに該当し、常時介護を必要とするかた(障害をもつ方も含む)は、介護保険の申請などを行い、介護保険サービスなどを利用し自立した居宅生活ができていること。

*1 原則として1年以内の立ち退きという理由で申し込まれる場合は、立ち退き証明書を提出していただきます。

立ち退き証明書には、

立ち退きを要求する家主(所有者)の住所・氏名(印)・連絡先、家主と申込者の関係、申込者に対しての立ち退き理由・立ち退き期限が明記されているものをご用意ください。

*2 住宅設備が劣悪な環境であるという理由で申し込まれる場合は、現在お住まいの住宅について、平成28年2月8日(月)からお約束した日時に現地調査に伺います。

住宅設備が劣悪な環境であるとは？

主に、老朽住宅であり、居間が6畳以下、台所が3畳以下(世帯は6畳以下)、トイレが室内に無い、浴室が無い、日当たりが悪い、階段が急、である、などの項目をさします。

申し込み方法

総合庁舎本館 2 階高齢福祉課の窓口で受け付けます。

申し込み締切日 平成28年2月5日(金)まで

原則として、ご本人が窓口へお越しいただき申し込みをして下さい。
来庁が困難な方は、事前に担当へご相談ください。

申込時に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 平成26年中の所得が分かるもの。(ただし、平成26年中の所得を申告している方で、申込み時に課税調査に同意していただける方は不要です。) 生活保護受給者は、受給者証明書をご提出ください。
- (3) 立ち退きの場合は家主の立ち退き証明書
(必要に応じて区の所定様式をお渡しします)
- (4) 本人の身分を証明するもの(保険証など)

4 公開抽選会

- (1) 応募資格の審査を行い、応募資格に該当した方に、3月1日(火)ごろまでに公開抽選(抽選番号)のお知らせを発送します。
- (2) 平成28年3月4日(金)に実施する公開抽選会で「空き室待ち使用予定登録者順位」を決定します。
(平成29年1月31日まで有効)

5 入居開始

平成28年4月1日から平成29年1月31日までの間に、空き室が生じた高齢者福祉住宅を順次あっせんします。

6 その他

- (1) 住宅の選択はできません。
- (2) 応募資格審査は、抽選会前に行います。
- (3) 高齢者福祉住宅は17棟あります(都営住宅を除く)。
現在、高齢者福祉住宅には、浴室の設置がない、バリアフリー化がされていない住宅もあります。

(4) 高齢者福祉住宅使用料（家賃）予定

単身用：月額 7, 200円～46, 900円

世帯用：月額23, 800円～71, 000円

その他に共益費は200円～2, 000円程度。

所得及び住宅設備に応じて負担額が異なります。

(5) 介護が必要になった場合

介護が必要になった方は、介護保険申請を行い、介護保険サービスを利用しながら自立して居宅生活をおくって下さい。

要介護状態が重度になり、ご本人が自立して居宅生活ができなくなった場合には、退去のご相談をさせていただくことがあります。

(6) その他の住宅のご相談は下記へお問い合わせ下さい。

民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成のご相談

住宅課居住支援係（総合庁舎本館6階、電話5722-9878）

都営住宅の募集は、公営住宅の窓口（総合庁舎別館6階、電話3715-1871）

高齢者福祉住宅に関するお問い合わせ先・申し込み先

目黒区上目黒2-19-15 総合庁舎本館 2階

目黒区健康福祉部

高齢福祉課高齢者福祉住宅係

電話 5722-9403